

令和5年度
定期監査等結果報告書

附 財政援助団体等監査報告書

名張市監査委員

名 監 第 1 2 5 号
令和 6 年 2 月 2 9 日

名張市長	様
名張市議会議長	様
名張市教育委員会教育長	様
名張市選挙管理委員会委員長	様
名張市農業委員会会長	様
名張市公平委員会委員長	様

名張市監査委員 竹 内 禎 高
同 川 合 滋

令和 5 年度定期監査等の結果について (報告)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定に基づき、令和 5 年度の定期監査等を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

■ 定期監査

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

2. 監査の日程

監査委員による対面監査は 2 年周期で行うものとし、令和 5 年度は次のとおり実施した。なお、対面監査に該当しない部局については書類監査を実施した。また、市の施設について、抽出により実地監査を行った。

(1) 対面監査

実施日	対象部局
令和 5 年 11 月 1 日	市長直轄（秘書室、危機管理室、広報シティプロモーション推進室、行政・デジタル改革推進室）
11 月 9 日	市長直轄（総合企画政策室） 上下水道部（経営総務室、水道工務室、浄水室、下水道建設室、下水道維持室） 市民部（総合窓口センター、市民相談室）
11 月 14 日	市民部（課税室、保険年金室） 消防本部 （消防総務室、予防室、名張消防署警備統括室、通信指令室、消防救助室、救急室、指導調査室、桔梗が丘分署、つつじが丘出張所）
11 月 30 日	市民部（収納室）
令和 6 年 1 月 9 日	出納室
1 月 11 日	福祉子ども部（生活支援室、健康・子育て支援室、子ども家庭室、子ども発達支援センター）
1 月 15 日	福祉子ども部（介護・高齢支援室、障害福祉室、地域包括支援センター、保育幼稚園室）
1 月 17 日	福祉子ども部（医療福祉総務室） 農業委員会事務局 監査委員事務局・公平委員会事務局

(2) 書類監査

実施期間：令和 5 年 12 月～令和 6 年 2 月

対象部局：対面監査以外

(3)施設等の実地監査

実施日	対象施設
令和5年11月16日	名張市斎場 桔梗が丘小学校、桔梗が丘東小学校
11月30日	桔梗が丘中学校

3. 監査の対象年度

令和4年度(10月～3月)、令和5年度(4月～9月)

4. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するため、関係帳簿を調査し、対面監査においては、あらかじめ求めた監査調書に基づき所属長の説明を聴取する方法により監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

<市長直轄>

【秘書室】

- 市長及び副市長の意向・考え方・方針を踏まえて、新たな視点での業務の見直しや対応に努められたい。

【危機管理室】

- 職員の現職経験年数が少ないため、機器操作など十分な業務の継承がなされていないところが見受けられる。職員のノウハウの引継ぎとスキルアップを図られるとともに、関係機関及び全庁的な連携に努められたい。
- 災害時でも緊急情報をスムーズに伝達できる手段を確保するため、防災DX導入などの検討も進められたい。
- 大規模災害に備え、発災時に使用することが想定される施設、機器等について日頃からの点検・整備に留意されたい。
- 防災体験学習コーナーの一層の利活用に努められたい。

【総合企画政策室】

- 企業版ふるさと納税及びクラウドファンディングなど効果的な手法を積極的に推進し、自主財源の確保に努められたい。

【広報シティプロモーション推進室】

- 広報の手法については、各種の取組が見られるが、若年者から高齢者、市内居住者から市外居住者、さらには企業など対象者に合わせた情報を、広報誌や Web サイト、SNS など複数の媒体できめ細やかに発信するよう努められたい。
- 広報のカラー化、LINE の運用など新たな取組に対しては、費用対効果を十分検証し、財源を確保しながら取り組まれたい。
- 移住定住施策については、総合的に計画・調整し、積極的に推進されたい。
- シティプロモーションにおけるブランドイメージの創出にあたっては、伊賀地域をはじめ広域的な視点も勘案して取り組まれたい。

【行政・デジタル改革推進室】

- 自治体DX推進にあたっては、関係部署と連携しながら市民の利便性の向上とともに業務の効率化につなげられることを期待する。
- 兼務職員が多く、指揮命令や担当業務の責任所在が曖昧になる可能性があるため、担当する部署間の不断の調整協議に努められたい。

<市民部>

【収納室】

- 令和5年4月1日から、インターネットの地方税お支払サイトで地方税統一QRコードを活用した地方税の納付が開始された。納付機会の充実拡大と周知に取り組むとともに、税負担の公平性の観点からも、収入未済金の縮減に努められたい。

【課税室】

- 課税事務の執行にあたっては、適正かつ的確な対応を行うとともに、公平・公正な賦課に努められたい。

【保険年金室】

- 年金の請求においては、内容により他部署の医療専門職の意見を聞くなど連携し、スムーズな手続きができるよう努められたい。

【総合窓口センター】

- 委託業者や会計年度任用職員が多く、正規職員が少ないという状況であるため、業務に必要なスキルを継承できる体制づくりに取り組まれたい。

- 備品管理について、購入品の一部に備品登録漏れが見受けられた。今後は適切な事務管理に努められたい。

【市民相談室】

- 市民相談においては、市民にとって分かりやすい相談窓口となるよう、相談体制と周知方法の充実に取り組まれたい。

<福祉子ども部>

【医療福祉総務室】

- 名張市社会福祉協議会（以下、社協という。）に対しては、市の関係部署が個別に連携しているが、同じ方向で地域福祉を目指す必要があることから、市全体として社協と意思統一を図るために市の窓口を一本化するとともに、市と社協のそれぞれの役割分担を明確にされたい。
- 老人福祉センター「ふれあい」については、利用者が減少傾向にあり、固定化が進んでいる状況にあることから、有効活用に向けて検討を進められたい。
- 概算払の精算については、会計規則第 45 条で、用務又は事務終了後 5 日以内に概算払精算書を作成し、会計管理者に提出することが定められているが、委託料の概算払において、概算払精算書の提出がなされていない事例が見受けられた。会計規則を遵守し、適切な事務処理をされたい。
また、概算払自体は不適ではないが、その必要性や支払時期などについて検討されるよう要望する。

【生活支援室】

- 生活保護受給者の雇用機会を確保するため、引き続き就労支援の取組を進められたい。
- 資金前渡の精算については、会計規則第 43 条で、当月分のものを翌月 5 日までに精算手続きを行うことが定められているが、生活保護扶助費の資金前渡の精算手続きが数か月間遅延しているものが見受けられた。会計規則を遵守し、適切な事務処理をされたい。
- 委託料の支払において、支払遅延となっている事例が見受けられた。支払遅延防止法に基づき、支払が遅れることのないよう徹底されたい。

【介護・高齢者支援室】

- 介護保険料の収入未済金については、被保険者間の負担の公平性という観点からも早期徴収に努められたい。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延によって、臨時的に 12 か月有効期間を延長する措置が認められていた要介護（支援）認定について、令和 6 年 3 月 31 日をもって臨時的取扱いの経過措置期間が終了することにより、要介護認定に係る

調査・審査会件数が大幅に増える見込みとなるため、認定結果に遅れが生じないよう万全を期した体制の準備を進められたい。

- 老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する補助金について、高齢者が増加する一方で会員が減少しているため、補助金の効果を検証し、補助金の見直し、地域づくり組織との連携事業への移行等を検討されたい。

【障害福祉室】

- 基幹相談業務については、社会福祉法人等に委託せず、行政直営で行っているが、他の相談業務が増え本来の基幹相談業務に支障をきたしていることから、基幹相談業務の委託等を検討されたい。
- 委託料の概算払において、会計管理者に概算払精算書を提出した日が会計規則第45条で定める期限を超えている事例が見受けられた。また、委託先からの精算金の返納が、契約書に定める期限を超えて行われていた。会計規則及び契約に基づき適切に行われたい。
- 委託料の支払において、支払遅延となっている事例が見受けられた。支払遅延防止法に基づき、支払が遅れることのないよう徹底されたい。

【地域包括支援センター】

- 委託料の概算払いにおいて、会計管理者に概算払精算書の提出がなされていない事例が見受けられた。会計規則を遵守し、適切な事務処理をされたい。
- 委託料の支払において、契約書での支払期限を超えて請求書が提出され、支払処理を行っているため、支払遅延となっている事例があった。適切な時期に請求書の提出を求め、適正な支払処理に努められたい。
- 保健師、社会福祉士等の専門職を多くの会計年度任用職員に依存しているため、職員に異動等があっても、市民サービスの低下を招かないような体制づくりに努められたい。

【健康・子育て支援室】

- 子育て環境の向上は、特に重要施策に位置付けられており、毎年、新たな事業が開始されている。安心して子育てができる環境づくりに向けて、関係機関と連携しながら更なるネウボラの推進に努められたい。
- 兼務職員及び会計年度任用職員を含む人員数と事業量が非常に多いことから、職場内での連携を密にして状況を常時把握し、円滑に業務を遂行されたい。

【子ども家庭室】

- 令和6年度にこども家庭センターが設置されることから、人材確保や事業運営の環境整備等も含めて、関係部署と調整協議の上で着実に取組を進められたい。
- 備品管理について、購入品の一部に備品登録漏れが見受けられた。今後は適切な事務管理に努められたい。

【保育幼稚園室】

- 地域型保育事業所の増加や私立幼稚園の認定こども園への移行に伴い、受入枠が一定充足する一方で、保育士に不足が生じないよう、保育人材の確保に努められたい。
- 地域型施設給付金の支払において、毎月支払遅延が見受けられた。支払遅延防止法に基づき、支払いが遅れることのないよう適切に処理されたい。
- 閉園となった名張幼稚園及び桔梗南幼稚園の備品について、所管替えや譲渡等について台帳記載がされていないものが見受けられた。速やかに適切な事務手続きを実行されたい。

【子ども発達支援センター】

- 施設の老朽化により雨漏りが発生していることから、安全確保や施設の延命化を図るため、適切な維持補修に努められたい。

<消防本部>

- 火災現場等における隊員の安全を確保するため、国の基準に基づき、適正な指揮隊の編成を行われたい。
- 消防団員の確保に努め、地域防災力の向上を図られたい。

<上下水道部>

【経営総務室】

- 水道事業会計においては、毎年赤字を計上していることから、将来にわたり安定的に経営をしていくため、名張市水道事業経営戦略に基づき計画的な事業運営に取り組まれたい。

【水道工務室】

- 今後の管路更新需要の増加に対しては、人的資源を確保しつつ、計画的に取り組まれたい。

【浄水室】

- 浄水場運転管理については、業務省力化が図れるようデジタル技術の活用にも取り組まれたい。

【下水道建設室】

- 公共下水道区域の拡大整備にあたっては、国庫補助金等の財源確保に努め、計画的な事業推進に取り組まれたい。

- 令和6年度から生活排水処理施設が供用開始となることから、関係部署と連携し、円滑に業務を遂行されたい。

【下水道維持室】

- 小規模補修工事の一部において、1者随意契約が見受けられた。「随意契約に関する指針」に基づいて3者以上の見積りを徴取し、公正で透明性の高い発注に努められたい。

<出納室>

- 市民の利便性の向上及び現金取扱いのリスク低減を図るため、窓口収納におけるキャッシュレス決済の導入を検討されたい。
- 職員の会計事務処理能力のレベルアップに向けて、研修、指導を徹底されたい。

<農業委員会事務局>

- 耕作放棄地は増加傾向にあることから、今後の農地を適正に管理していくために、農業関連団体と連携し、農地利用の最適化に向けた取組を推進されたい。
- 備品管理について、購入品の一部に備品登録漏れが見受けられた。今後は適切な事務管理に努められたい。

<施設>

【名張市斎場】

- 待合室の利用が少ない状況にあることから、利用方法の検討を進められたい。
- 備品管理について、購入品の一部に備品登録漏れが見受けられた。今後は適切な事務管理に努められたい。
- 現金の取り扱いについては、常に厳正に行われるべきであるため、炉の使用料について、納入金額と使用状況を確認できる体制を確立されたい。

【桔梗が丘小学校】

- 郵便切手の保有については、繰越が多いにもかかわらず、新たに予算全額の購入をされていた。購入にあたっては、必要性を判断し、適切な予算額の計上及び執行に努められたい。また、郵便切手は、現金と同等に取扱うべきであり、施錠できる適切な場所に保管されたい。
- 備品について、契約事務を簡略化するために、同じものを同時期に分割発注しているものが見受けられた。競争性を阻害しないよう適正に執行されたい。

【桔梗が丘東小学校】

- 郵便切手の管理については、現金と同等に取扱うべきであり、施錠できる適切な場所に保管されたい。

【桔梗が丘中学校】

- 郵便切手の管理について、切手管理簿の残高と現物が一致していないことが見受けられた。郵便切手は、現金と同等に取扱うべきであり、適正な管理を行うとともに、施錠できる適切な場所に保管されたい。
- 学校のマスターキーや警備用認証カード等を紛失した事例があった。重大な事故等につながる恐れがあるため、適切な管理を徹底し、再発防止に努められたい。

■行政監査

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査

2. 監査の日程及び対象年度

定期監査に同じ

3. 監査の方法

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査するため、今年度は次の 3 つの事項を重点に監査を実施した。

- (1) 時間外勤務
- (2) 分割発注
- (3) 現金取扱事務

4. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

(1) 時間外勤務

時間外勤務命令の上限時間の設定を超えている所属においては、時間外勤務の解消に向けて、所属長が十分に内部統制を図り、特に休日や夜間に業務のある所属においては、勤務時間の弾力的運用を活用するなど職員の健康管理に努めながら、組織体制及び業務のあり方を見直されたい。

該当部局：令和 4 年 10 月～令和 5 年 9 月に月 45 時間あるいは総時間が 360 時間を超えている職員が一人でもいる所属

(◇他律的業務の多い所属は、1 か月について 100 時間以上、2～6 か月平均で 80 時間超、月 45 時間超の月が 6 月超あるいは総時間が 720 時間超の職員が一人でもいる所属とする。)

※医療職及び消防職員（事務室勤務以外）を除く

< 該当室 >

総合企画政策室、広報シティプロモーション推進室、人事研修室、契約管財室、

財政経営室、人権・男女共同参画推進室、課税室、保険年金室、総合窓口センター、医療福祉総務室、介護・高齢支援室、障害福祉室、地域包括支援センター、健康・子育て支援室、保育幼稚園室、子ども発達支援センター、農林資源室、商工経済室、観光交流室、都市計画室、営繕住宅室、総務企画室、医事経営室、教育総務室、文化生涯学習室、市民スポーツ室、図書館

(2) 分割発注

委託料・工事請負費について、入札・契約事務を簡略化するために、同じ箇所と思われるものを同時期に複数実施しているもの、年間を通して計画的に発注していないものが見受けられた。合理的な理由が認められない分割発注は、競争性を阻害し、加えて決裁事務の形骸化を招くことから、法令及び規則等に基づき適正に執行されたい。

<該当室>

子ども家庭室、保育幼稚園室、維持管理室、用地対策室、教育総務室、文化生涯学習室

(3) 現金取扱事務

現金による公金の取扱いについては、不正、事故、間違いを防止するためにも常に問題意識を持ち、金額の多寡にかかわらず厳正、確実に行うべきものであるが、一部不適切な事務処理が見受けられたことから、会計規則等を確認し適正な事務処理を徹底されたい。指摘事項としては次のとおりである。

該当事案

◇収納後の指定金融機関への払込み遅延（5日以上）

<該当室>

人事研修室、文化生涯学習室

◇金種表等書類の不備

<該当室>

人事研修室、文化生涯学習室

■財政援助団体等監査

監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

2. 監査実施団体及び補助金等の状況

(1) 補助金等交付団体

団体名	所管室	補助金等の名称	金額
社会福祉法人弘仁会	保育幼稚園室	民間保育所・認定こども園等施設整備事業補助金	21,615,000円
農事組合法人三重伊賀里山整備活用組合	農林資源室	6次産業化施設整備事業	40,176,000円
名張川納涼花火大会実行委員会	観光交流室	名張夏まつり運営事業補助金	2,000,000円
国津地区地域づくり委員会	地域経営室	ゆめづくり地域交付金	3,846,600円

(2) 指定管理者

指定管理者名	所管室	施設名	金額
伊賀南部不動産事業協同組合	営繕住宅室	市営住宅	36,739,990円
国津地区地域づくり委員会	地域経営室	くにつふるさと館（地域における生涯推進事業）・長瀬市民センター、	3,756,462円
国津地区地域づくり委員会	農林資源室	国津の杜	6,480,000円

3. 監査の日程

(1) 実地監査

実施日：令和5年11月30日

対象団体：社会福祉法人弘仁会

実施日：令和6年1月17日

対象団体：農事組合法人三重伊賀里山整備活用組合

(2) 対面監査

実施日：令和6年1月9日

対象団体：名張川納涼花火大会実行委員会、国津地区地域づくり委員会、
伊賀南部不動産事業協同組合

※ 所管室に聴取する方法で監査を実施した。

4. 監査の対象年度

令和4年度

5. 監査の方法

当該財政的援助団体等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として、令和4年度の決算報告書、事業実績報告書のほか関係諸帳簿、証拠書類等により監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。

なお、当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

<補助金等交付団体>

【社会福祉法人弘仁会】(所管室：保育幼稚園室)

◆民間保育所・認定こども園等施設整備事業補助金

(団体)

- 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。
 - ・ 補助事業等変更承認申請書が提出されていない。

(所管室)

- 補助金交付に関する規則において、補助事業の内容の変更をする場合は、補助事業等変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないとあるが、内容が変更されたにも関わらず、変更承認申請書が提出されていない。規則に基づく事務手続きについて指導を徹底されたい。
- 当該団体の契約関係書類が、名張市の様式を使用していた。担当室において、市の入札事務に準じることを指導する必要があるものの、書式は当該団体に合わせた修正が必要である。

【農事組合法人三重伊賀里山整備活用組合】（所管室：農林資源室）

◆6次産業化施設整備事業

（団体）

- 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、適正に処理されていた。

（所管室）

- 工期変更及び予算繰越時においては、必要書類を確認の上、書類の保管を徹底されたい。

【名張川納涼花火大会実行委員会】（所管室：観光交流室）

◆名張夏祭り運営事業補助金

（団体）

- 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、適正に処理されていた。

（所管室）

- 当該事業の翌年度への繰越金が多いことから、補助金の額については、決算状況に応じて減額するよう検討されたい。

【国津地区地域づくり委員会】（所管室：地域経営室）

◆ゆめづくり地域交付金

（団体）

- 当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれない。
 - ・切手の支出伺において、適切な領収書が添付されていない。
 - ・現金出納簿が作成されていない。

（所管室）

- 補助金等の交付団体に対して、名張市補助金等の交付に関する規則に基づき帳簿書類の記帳は適正か、領収書等の整理・保存は適切に行われているかについて、定期的に検査を行い、徹底した指導監督をするとともに、補助金等の交付目的や事業内容の把握及び公益性など十分に検証されたい。

<指定管理者>

【伊賀南部不動産事業協同組合：市営住宅】（所管室：営繕住宅室）

（指定管理者）

- 当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれない。
- ・市に報告した決算額について、一部帳票類と一致しないところがある。

（所管室）

- 指定管理者が報告した決算額について、一部帳票類と一致しないところがあることから、請求書等を含めた帳票類の確認をされたい。
- 指定管理者が行う高額な工事、修繕については、現場での立ち合いを行い、内容の確認をされたい。

【国津地区地域づくり委員会：くにつふるさと館（地域における生涯推進事業）・長瀬市民センター】（所管室：地域経営室）

（指定管理者）

- 当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれない。
- ・職員の人件費の支出区分が勤務実態に合っていない。
- ・切手の支出伺において、適切な領収書が添付されていない。
- ・現金出納簿が作成されていない。

（所管室）

- 会計処理にあたっては、適切な帳簿、帳票等を備え、処理するよう指導されたい。
- 指定管理者制度は、普通地方公共団体が指定した法人等に公の施設の管理を行わせるものであり、その中で各種事業を行わせることになるが、くにつふるさと館（地域における生涯推進事業）については、当該施設の管理は含まれないため、指定管理者制度ではなく業務委託と思われる。当該施設自体の指定管理業務は農林資源室が所管しており、令和7年4月の指定管理者協定の更新に向けて、両室で連携しながら施設の管理運営の在り方について様々な方向性を模索、検討されたい。

【国津地区地域づくり委員会：国津の杜】（所管室：農林資源室）

（指定管理者）

- 当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項のとおり、一部不適切な事務処理等が見受けられた。引き続き改善に向けて取り組まれない。
 - ・ 職員の人件費の支出区分が勤務実態に合っていない。
 - ・ 切手の支出伺において、適切な領収書が添付されていない。
 - ・ 現金出納簿が作成されていない。
- はぐくみ工房「あららぎ」の利用促進について検討されたい。

（所管室）

- 会計処理にあたっては、適切な帳簿、帳票等を備え、処理するよう指導されたい。
- 令和7年4月の指定管理者協定の更新に向けて、地域経営室と連携しながら施設の管理運営の在り方について様々な方向性を模索、検討されたい。